

新しい介護予防・日常生活支援  
総合事業 説明会資料

平成 29 年 1 月  
那須町保健福祉課

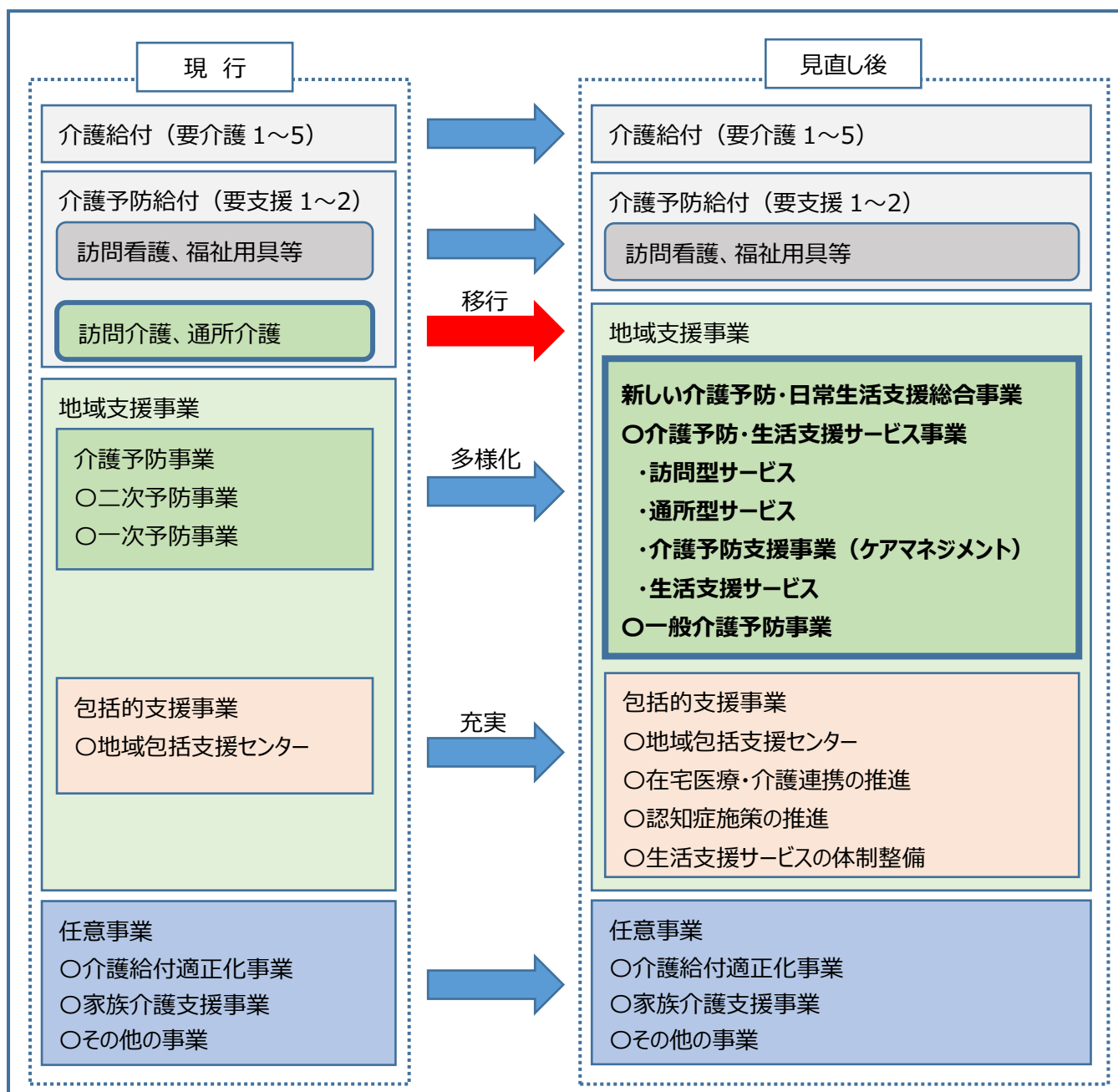
# 1 総合事業の概要

## 1 制度改正の趣旨

予防給付のうち、「訪問介護・通所介護」について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる「地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」に移行します。

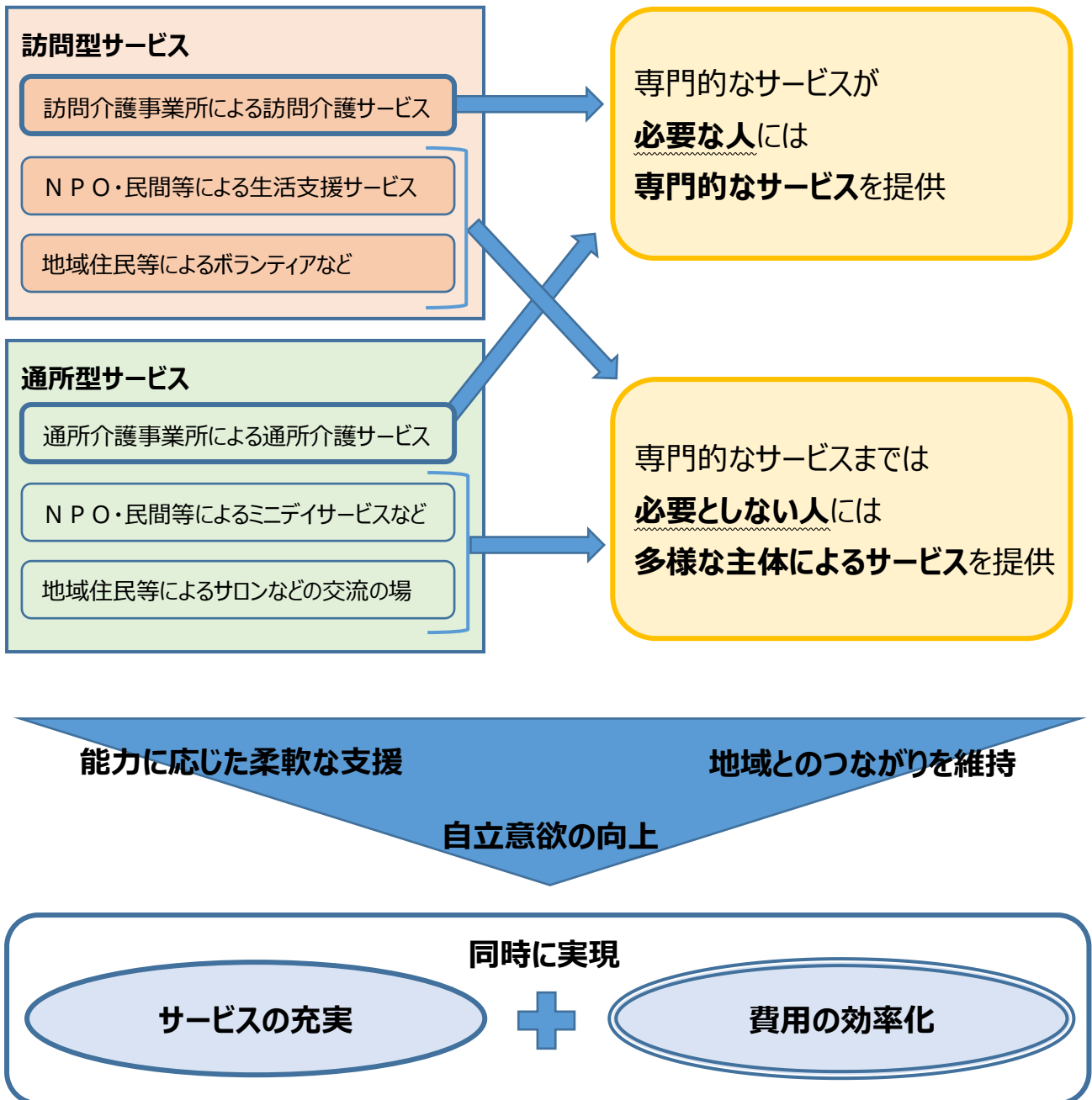
既存の介護事業者による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど、地域の多様な主体を活用して高齢者を支援します。

### <介護保険制度>



## 2 制度改正の目的

総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参入し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的としています。

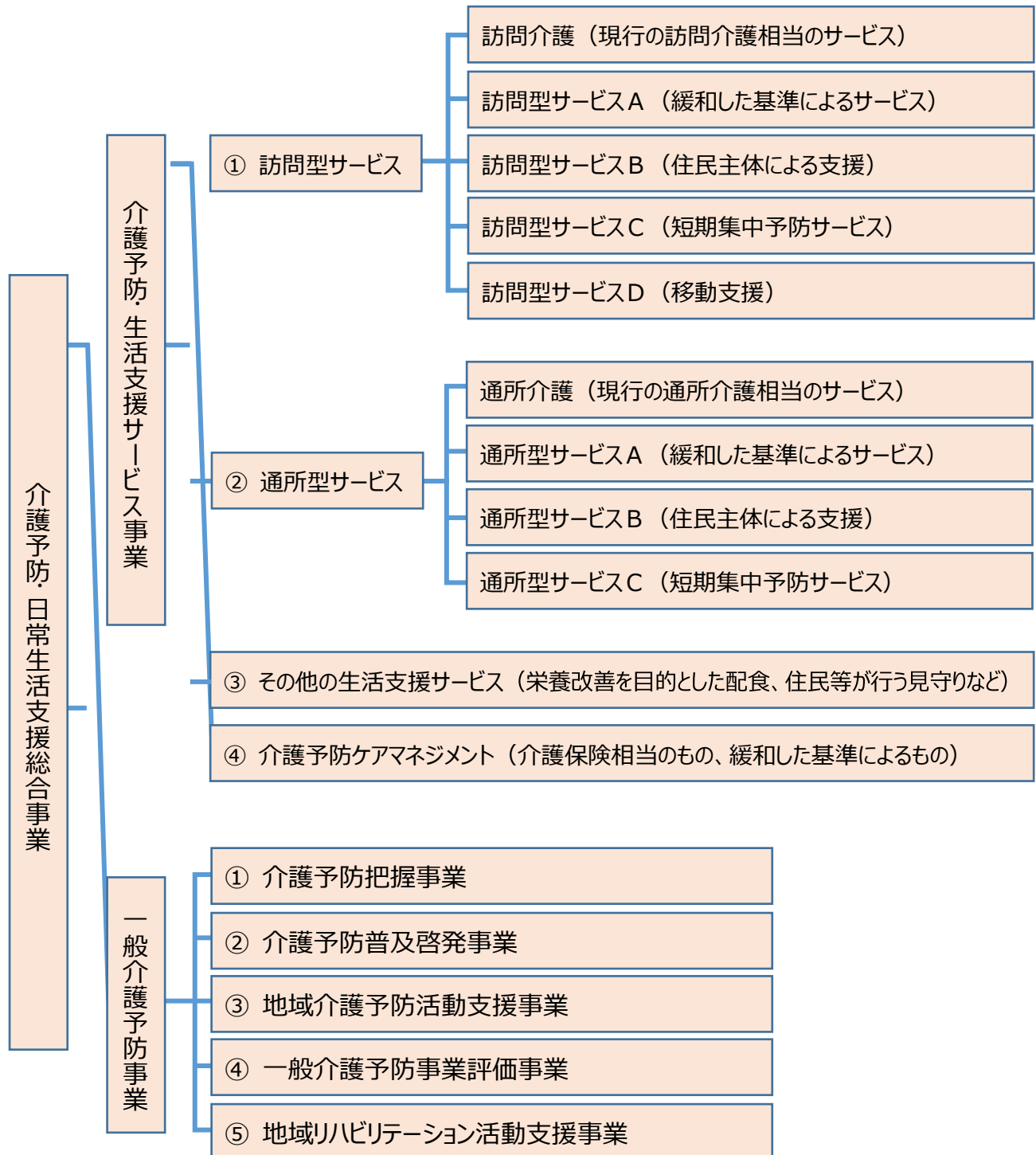


### 3 総合事業の構成、サービス内容等

総合事業は、介護予防給付から移行し、要支援の方と基本チェックリストによる事業対象者(※1)に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、全ての高齢者を対象とする「一般介護予防事業」から構成されます。

※1 基本チェックリストを用いた簡易な方法により生活機能が低下していると判断された方

#### <介護予防・日常生活支援総合事業の構成>



## 4 那須町における総合事業の実施

那須町においては、介護事業者をはじめとした多様な主体の方々と連携・協力し、「サービスの充実（多様化）」、「費用の効率化」を図るため、平成 29 年度から総合事業をスタートします。

ただし、平成 28 年度に実施した介護事業者との意見交換会の結果等を考慮し、次のとおり実施します。

### <考慮すべき点>

- ① 費用の効率化が、単なる利用者負担増にならないようにすること。
- ② 費用の効率化が、単なる介護事業者負担増にならないようにすること。
- ③ 人員基準を緩和しても、新たな担い手がいないことには経費削減につながらないこと。

### <平成 29 年度から開始する総合事業>

#### 【介護予防・生活支援サービス事業】

訪問介護（現行の介護相当）

訪問型サービスC（短期集中）

通所介護（現行の介護相当）

通所型サービスB（住民主体）

通所型サービスC（短期集中）

介護予防ケアマネジメント

#### 【一般介護予防事業】

介護予防把握事業

介護予防普及啓発事業

地域介護予防活動支援事業

一般介護予防事業評価事業

地域リハビリテーション活動支援事業

新たな担い手の確保など、介護事業者等と連携して、利用者のためのサービスを検討・準備

### <平成 30 年度～順次実施（予定）>

訪問型サービスA（緩和した基準）

訪問型サービスB（住民主体）

通所型サービスA（緩和した基準）

訪問型サービスD（移動支援）

その他の生活支援サービス

## 2 対象者と利用手続き

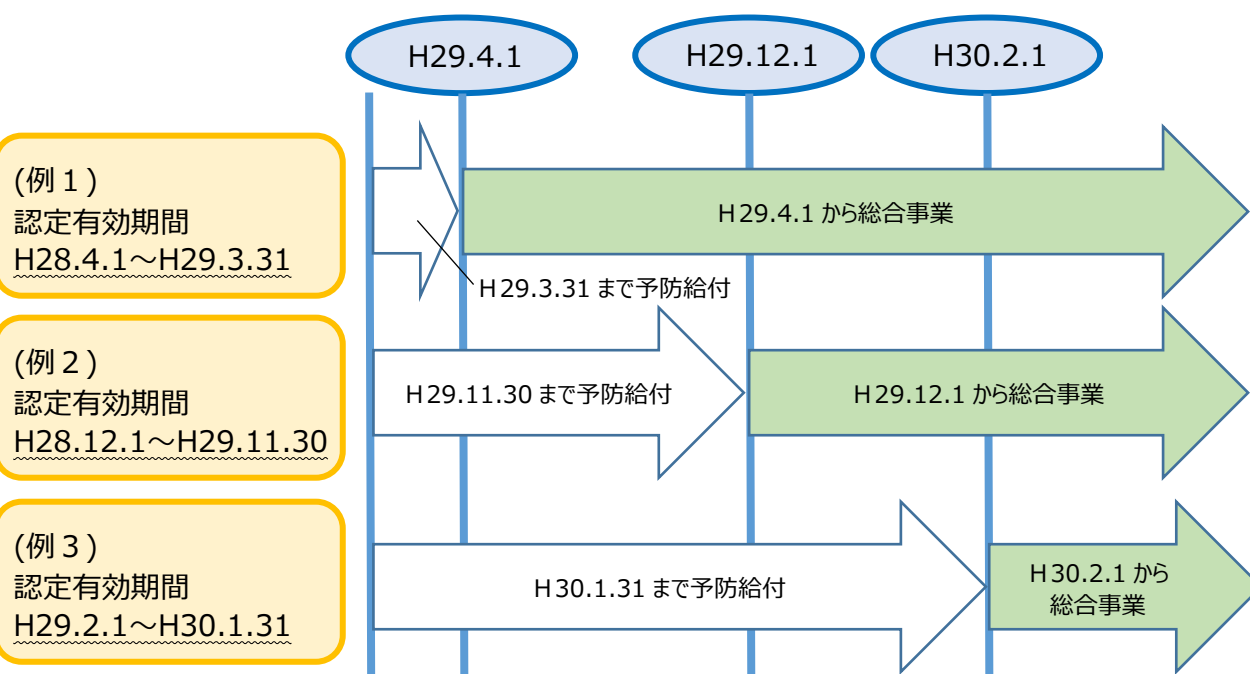
### 1 対象者

- ① 平成 29 年 4 月 1 日以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方  
(認定有効期間の開始年月日が平成 29 年 4 月 1 日以降の要支援者)
- ② 平成 29 年 4 月 1 日以降に、基本チェックリストにより生活機能が低下していると判断された方

ということは・・・

- 平成 29 年 4 月 1 日から順次、総合事業に移行していきます。
- それより以前に認定を受けた要支援者に対しては、その認定更新等までは従前の予防給付(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)としてサービスを提供します。
- 要支援者の認定有効期間は、現在、最長 1 年ですので、那須町全体では平成 29 年 4 月 1 日から約 1 年かけて完全移行になります。

#### 更新の場合の総合事業への移行 (例)



## 2 利用手続き

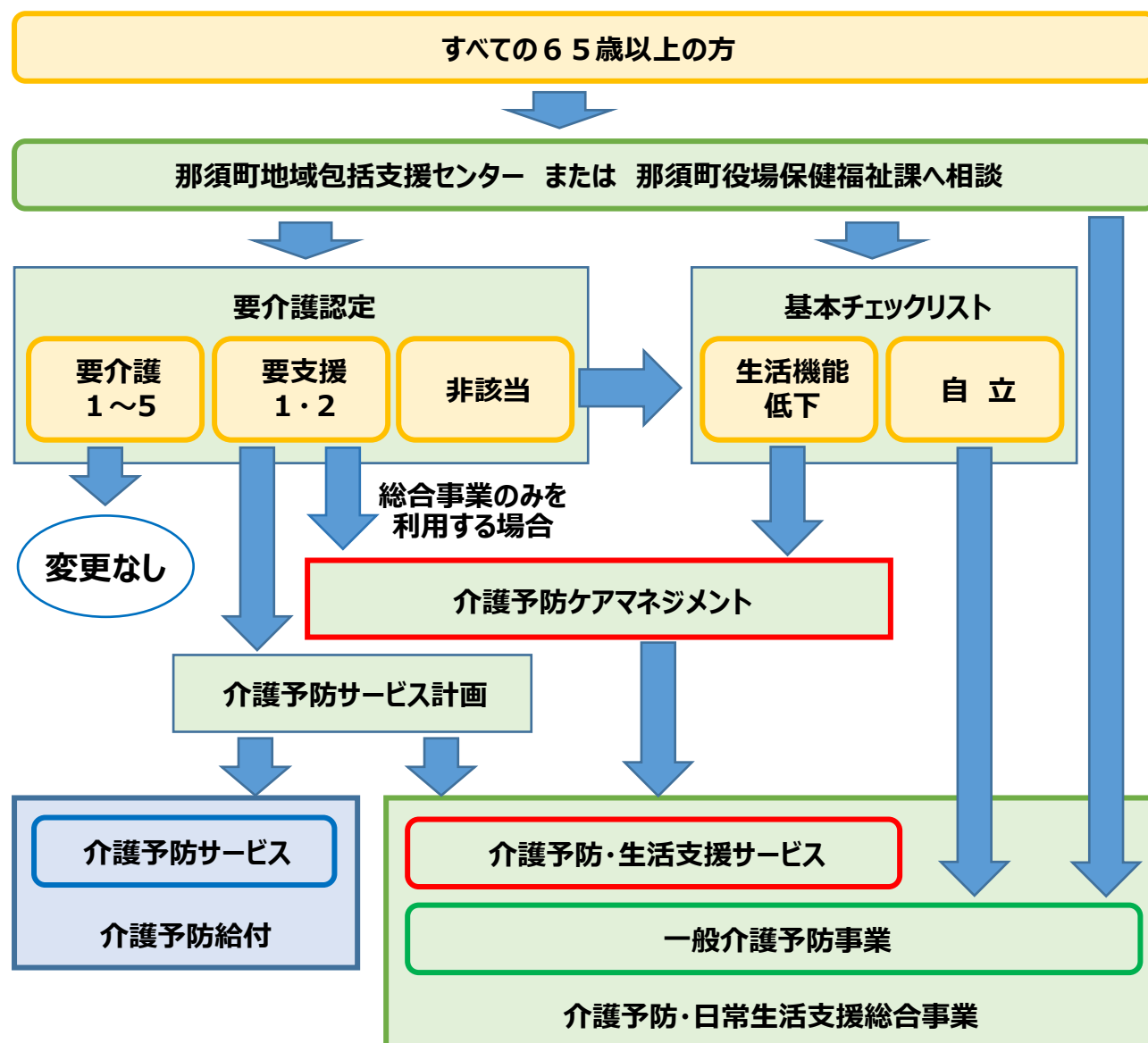
総合事業開始後は、明らかに要介護認定申請が必要な方を除き、基本チェックリストを実施します。  
基本チェックリストにより生活機能が低下していると判断された方は、要介護認定申請の手続きなしで総合事業（訪問型サービスや通所型サービスなど）を利用することができます。

総合事業のみを利用する場合は、従来の「介護予防サービス計画」ではなく、「介護予防ケアマネジメント(※1)」を実施し、介護予防給付（訪問看護、福祉用具等）を利用する場合は、従来どおり「介護予防サービス計画」となります。

※1 「介護予防ケアマネジメント」は、原則として地域包括支援センターで行います。

※2 第2号被保険者は、必ず要介護認定を受ける必要があります。

### <総合事業開始後（H29.4.1～）の利用手続き>



### 3 介護予防訪問介護・通所介護相当サービス

#### 1 サービスの概要

種 別	介護予防訪問介護相当サービス	介護予防通所介護相当サービス
サービスの内容	訪問介護員による 身体介護、生活援助	通所介護と同様のサービス 生活機能向上のための機能訓練
サービスの基準	現行と同様	現行と同様
サービス提供者	訪問介護事業者	通所介護事業者
実施方法	事業者指定	事業者指定
単 価	現行と同様	現行と同様
サービス提供者 への支払方法	国保連合会経由で審査・支払	国保連合会経由で審査・支払
サービスコード	新たなコード（後日公表）	新たなコード（後日公表）

#### 2 事業者の指定

- ① 平成 27 年 3 月 31 日までに  
介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けていた事業者

総合事業（現行相当サービス）の指定を受けたものとみなされています。このみなし指定の効果は全市町村に効力が及びます。みなし指定の有効期間は、平成 30 年 3 月 31 日までです。

- ② 平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までに  
介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業者

総合事業（現行相当サービス）のみなし指定の対象になりません。今年度内の申請により平成 29 年 4 月 1 日に総合事業（現行相当サービス）の指定を行います。

- ③ 平成 29 年 4 月 1 日から  
訪問介護相当サービス・通所介護相当サービスの指定を受ける事業者

訪問介護・通所介護の指定を受ける事業者から申請を受け付け、それぞれ訪問介護相当サービス・通所介護相当サービスの指定を併せて受けることができるよう手続きを行います。

※ 指定の有効期間満了日は、訪問介護・通所介護の指定の有効期間満了日と同日とします。



### 3 サービスの基準

人員、設備、運営の基準は、現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同様とします。

また、同一の事業所において要介護者と一体的にサービスを提供する場合、現行と同様に、要支援者等と要介護者を併せた人数で基準を満たす必要があります。

### 4 サービスの単価

算定単位は、基本的に1月あたりの包括報酬を用います。

また、加算・減算については、現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同様とします。

- 国保連合会に請求する流れは変わりませんが、**サービスコードが変更**になります。
- 平成29年4月1日以降に要支援認定を受けるなど、総合事業に移行した方の訪問介護相当サービス・通所介護相当サービスについては、総合事業のサービスコードで請求する必要があります。新たなサービスコードは総合事業開始前にお知らせします。
- 移行期間中は、予防給付の方と総合事業の方が混在しますのでご注意ください。**

#### ○ 介護予防訪問介護相当サービスの基本報酬

基本的には1月あたりの包括単位を用いますが、軽度な支援を必要とする方や、平成30年度に導入予定の訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）と組み合わせるなどにより、週1回未満のサービスを利用する方の算定単位として、1回あたりの単位を追加します。

(1単位:10円)

サービス内容略称	対象者	回数等	算定単位
訪問型サービスⅠ	事業対象者、 要支援1・2	週1回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき <b>1,168 単位</b>
訪問型サービスⅡ	事業対象者、 要支援1・2	週2回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき <b>2,335 単位</b>
訪問型サービスⅢ	要支援2	週2回を超える程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき <b>3,704 単位</b>
訪問型サービスⅣ	事業対象者、 要支援1・2	週1回未満の訪問が必要とされた方に対する支援 (1月につき4回まで)	1回につき <b>266 単位</b>

## ○ 介護予防通所介護相当サービスの基本報酬

基本的には1月あたりの包括単位を用いますが、軽度な支援を必要とする方や、平成30年度に導入予定の通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）と組み合わせるなどにより、週1回未満のサービスを利用する方の算定単位として、1回あたりの単位を追加します。

（1単位：10円）

サービス内容略称	対象者	回数等	算定単位
通所型サービスⅠ	事業対象者、 要支援1・2	週1回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき <b>1,647 単位</b>
通所型サービスⅡ	事業対象者、 要支援2	週2回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき <b>3,377 単位</b>
通所型サービスⅣ	事業対象者、 要支援1・2	週1回未満の通所が必要とされた方に対する支援 （1月につき4回まで）	1回につき <b>378 単位</b>

## ○ 対象者別の基本的運用基準

総合事業では、利用者の能力に応じた柔軟な支援ができるよう、適切なケアマネジメントによる弾力的な運用が可能なものとします。基本的運用基準を示し、地域ケア会議等により適切なサービス利用について検証等を行っていきます。

対象者	基本とするサービス	適切なケアマネジメントにより利用できるサービス
要支援1	訪問型サービスⅠ（週1回程度） 通所型サービスⅠ（週1回程度）	訪問型サービスⅡ（週2回程度） 訪問型サービスⅣ（月4回まで） 通所型サービスⅣ（月4回まで）
要支援2	訪問型サービスⅡ（週2回程度） 通所型サービスⅡ（週2回程度）	訪問型サービスⅠ（週1回程度） 訪問型サービスⅢ（週2回超） 訪問型サービスⅣ（月4回まで） 通所型サービスⅠ（週1回程度） 通所型サービスⅣ（月4回まで）
事業対象者	訪問型サービスⅣ（月2回程度） 通所型サービスⅣ（月2回程度）	訪問型サービスⅠ（週1回程度） 訪問型サービスⅡ（週2回程度） 訪問型サービスⅣ（月4回まで） 通所型サービスⅠ（週1回程度） 通所型サービスⅡ（週2回程度） 通所型サービスⅣ（月4回まで）

## 5 利用者負担額

---

総合事業の利用者負担額は、介護給付の利用者負担割合（原則 1 割、一定以上の所得がある方は 2 割）と同様とします。

また、給付における利用者負担額の軽減制度に相当する高額介護（介護予防）サービス費相当事業等を実施します。

## 6 利用限度額

---

指定事業者のサービスを利用する場合にのみ、給付管理を行います。

要支援認定を受けた方が、総合事業を利用する場合には、現在適用されている予防給付の利用限度額の範囲内で、予防給付と総合事業を一体的に給付管理します。

基本チェックリストによる事業対象者は、要支援 1 の利用限度額と同額とします。

区 分	利用限度額
要支援 1 ・ <u>事業対象者</u>	<b>5,003 単位</b>
要支援 2	<b>10,473 単位</b>

## 4 その他の多様なサービス

### 1 訪問型サービス

サービス種別	訪問型サービスC（短期集中予防サービス）
サービス内容	理学療法士、保健師等による居宅での訪問指導等
対象者とサービス提供の考え方	●身体機能の低下がみられるが、短期集中的支援により改善が見込まれる方 ※3～6カ月の短期間で実施
実施方法	町直営
基準	対象者の状態に応じた独自の基準
サービス提供者	保健・医療の専門職
利用者負担額	なし

### 2 通所型サービス

サービス種別	通所型サービスB (住民主体による支援)	通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	体操、運動などの活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	●介護予防通所介護ほどの専門的な支援は必要なく、社会参加をすることで日常生活が保たれる方、閉じこもりがちな方 ※状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	●ADLやIADLの改善に向けた支援を短期間に集中的に実施することで効果が見込まれる方 ※3～6カ月の短期間で実施 ストレッチや体操、マシン等を使った筋力トレーニング、脳トレーニング等のプログラムの実施と専門職の指導により状態の改善を図る
実施方法	助成	町直営
基準	個人情報の保護等の最低限の基準	対象者の状態に応じた独自基準
サービス提供者	ボランティア主体	保健・医療の専門職
利用者負担額	利用料や食費などの実費	なし

## 5 一般介護予防事業

事業名	内容	主な事業・取組
介護予防把握事業	閉じこもり等の何らかの支援を要する方をできるだけ早期に把握し、必要な支援や介護予防活動につなげる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターによる相談・支援</li> <li>・訪問型介護予防事業</li> </ul>
介護予防普及啓発事業	介護予防に関する基本的な知識や、地域における介護予防活動の普及・啓発、介護予防活動普及のための担い手の育成を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サポーター養成講座</li> <li>・サポーターフォローアップ講座</li> <li>・介護予防出前講座</li> </ul>
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・てんとうむし教室</li> <li>・生きがいサロン</li> </ul>
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画の目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般介護予防事業評価事業</li> </ul>
地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーション専門職等を住民主体の通いの場などに派遣し、地域における介護予防活動の取り組みの機能強化を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身力アップ継続教室</li> <li>・介護予防自主活動立ち上げ支援</li> </ul>

## 6 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントは、介護予防支援と同様、地域包括支援センター等が要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようにケアプランを作成するものです。

### 1 実施主体

介護予防ケアマネジメントは、原則として地域包括支援センターが実施します。

ただし、地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託し、当該事業所の介護支援専門員によって実施することも可能です。

### 2 介護予防ケアマネジメントの対象者

対象者 ケアマネジメント区分	要支援者 (予防給付のみ)	要支援者 (予防給付+ 総合事業)	要支援者 (総合事業のみ)	事業対象者
介護予防ケアマネジメント	×	×	○	○
介護予防支援	○	○	×	×

※利用したサービスの組み合わせにより、月ごとにケアマネジメント区分が異なる場合があります。

### 3 介護予防ケアマネジメントの類型と報酬

(1 単位:10 円)

類型	算定単位 (基本報酬)	委託	ケアプラン	具体的なプロセス		
				アセスメント	サービス担 当者会議	モニタリング
ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	430 単位	可	○	○	○	○
ケアマネジメントB (簡略化したケアマネジメント)	300 単位	不可	○	○	△	△
ケアマネジメントC (初回のみケアマネジメント)	215 単位	不可	— (結果表)	○	—	—

(○：実施 △：必要に応じて実施 —：不要)

※介護予防支援と同様、初回加算（300 単位）、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算（300 単位）を算定できます。

<お問い合わせ先>

那須町役場 保健福祉課 地域支援係・介護保険係

電話：0287-72-6910 F A X：0287-72-0904

メールアドレス：[hoken@town.nasu.lg.jp](mailto:hoken@town.nasu.lg.jp)